

平成 30 年度第 2 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日 時：平成 31 年 2 月 21 日（木）

午後 1 時 30 分～

会 場：上越市役所 4 階 401 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成 30 年度実施計画の進捗状況について

… 事前配付資料 1

… 当日配付資料 1

- (2) 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成 31 年度実施計画について

… 事前配付資料 1

… 当日配付資料 1

- (3) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

… 事前配付資料 2

4 その他

5 閉 会

第4次人にやさしいまちづくり推進計画 平成30年度実施計画進捗状況及び平成31年度実施計画

事前配付資料 1

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | |
|------------------------|---|-------------------|-----|--|---|-----|---------|---|--|--|-----------------------------------|--|---|---------|---|--|---|----------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | 担当課 | |
| | | | | | | | | 目標 | 実績見込み | | | | | | | | | |
| 誰もがいそがしを尊重し理解し合えるまちづくり | (1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。 | ①人にやさしいまちづくりの普及啓発 | 1 | 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。 | ・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布 | 拡充 | 有 | ・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れられたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報等、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 | ・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・広報上越による特集記事の掲載等、市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施 | ・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(5回) ・広報上越による特集記事の掲載(11/1号～5回連載) ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する出前講座の実施(7回) | A:計画どおりすべて実施(100%) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | - | 有 | ・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れられたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報等、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 | ・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する出前講座の実施 | 共生まちづくり課 | |
| | | | 2 | 様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利行使できるよう作るための環境を作ります。 | ・障害のある人の権利擁護の取組を推進 | - | 有 | ・障害を理由とする差別に関する相談に対応し、差別事例の対応改善や再発防止策の実施に取り組む。 ・講演会等を開催し、障害のある人や障害特性などについて広く市民の理解を促進する。 | ・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、以下の取組を行う。 ・関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等の実施(会議開催:年2回) ・障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等の開催(1回以上) | ・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談事例や差別解消に資する取組の協議等を実施(年1回開催予定) ・障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等の開催(10月6日) | B:計画をほぼ実施(80%以上) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・講演会開催などを通じた周知啓発により、障害者差別解消法に関する理解を促進することにより、障害のある人への合理的配慮が提供された事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等を実施。年2回 ・障害者差別の解消に資する啓発活動(障害のある人や障害特性などに関わるテーマの講演会等)の開催:1回以上 | 福祉課 | | |
| | | | 3 | 障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。 | ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の実施 ・障害福祉サービス及び放課後デイサービスの実施 | - | 有 | ・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 | ・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し相談体制を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 | ・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し相談体制を整えた。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・以下の取組を通じて、基幹相談支援センターを中心とした、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し、相談体制を整えている。 ・あわせて個別のケース検討会を通じて障害福祉サービスの提供について適正に実施している。 | - | 有 | ・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 | ・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、地域の計画相談事業所等の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 | 福祉課 |
| | | | 4 | 家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。 | ・女性相談の実施 | - | 有 | ・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあってる相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。 | ・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制) | ・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じた。 相談延べ件数:4,800件 相談実人員:300人 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・様々な相談に対し、適切な対応を実施しており、女性相談に関する苦情は寄せられていない。 ・関係機関と連携して、暴力被害にあってる相談者の安全確保及び自立支援のための相談・支援を実施した。 | - | 有 | ・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあってる相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。 | ・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制) | 共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) |
| | | | 5 | 高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。 | ・高齢者相談の実施 | - | 有 | ・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。 | ・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の開催(センターで開催のため回数未定) | ・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の開催(2回開催 成年後見制度:5月に開催、高齢者虐待:8月に開催) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度や高齢者虐待などの権利擁護についての研修会を実施している。 | - | 有 | ・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。 | ・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の開催(センターで開催のため回数未定) | 高齢者支援課 |
| | | | 6 | 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。 | ・外国人相談の実施 | - | 有 | ・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。 | ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。 | ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。 相談件数:330件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。 | - | 有 | ・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。 | ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。 | 共生まちづくり課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 平成30年度 | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | | | | | |
|----------------|------|-------|-----|-----|------|--|---|----|----------|---|---|--|--|--|---|---------|---|--|---|-------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | 方向性 | | | | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | | | |
| | | | | | 7 | 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) 要保護児童対策地域協議会の運営 いじめ問題対策連絡協議会等の運営 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携し、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、敏感にとらえ、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 児童発達支援専門員、相談支援員を配置し、教育委員会との連携の充実を図る。 市内全小中学校を訪問し、事件教育など子どもの権利を守るための教育の推進について指導する。 子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 市内全小中学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整える。 年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携する。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会代表者会議開催し、隔月で実務者会議開催。 社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整えた上で、個別ケース検討会議を開催し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 町内会へのポスターの配付、広報上越や市ホームページで虐待に関する相談窓口の周知を行っている。 市内小・中学校、保育園職員、民生委員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催することで、職員からの相談が増えている。 子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用し、上越市立のすべての小中学校において子どもの権利について学習を継続して実施している。また、保健事業や講座等の機会を捉え、「子どもの権利」に対する意識と知識を高めるため、チラシによる周知を行っている。 いじめ問題対策連絡協議会を5月に開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる計画やその取組内容について協議し、連携を図った。 市内全小中学校の管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携した。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努めた。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携するとともに、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 児童虐待防止推進月間に合わせ町内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行った。 市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催した。(1回開催) 市内全小中学校を訪問し、子どもの権利を守るための教育の推進について指導した。 子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施した。 市内全小中学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整えた。 年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携した。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努めた。 | すこやかなくらし包括支援センター 子ども課 学校教育課 | |
| | | | | | 8 | 悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。 | ・市民相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 相談者の悩みに適切に応じ、不安を解消し、市民生活の安定及び向上を図る。 | ・市民相談員1人 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 | ・市民相談員1人 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後 相談件数:950件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> 庁内関係課との連携により、多様な相談に対応可能な窓口を案内している。 また、弁護士、司法書士による無料法律相談会も開催し、不安解消に努めている。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 | ・市民相談員1人 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後 | 市民課 (市民相談センター) |
| | | | | | 9 | 消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。 | ・消費生活相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者の権利の尊重及びその自立の支援を目的とする消費者基本法及び消費者安全法の基本理念の下、消費者被害防止の啓発活動を推進し、消費生活の安定を図る。 | ・消費生活相談員3人 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 | ・消費生活相談員3人 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 相談件数:1,190件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> 相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動に取り組んでいる。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害を防止する。 | ・消費生活相談員3人 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 | 市民課 (消費生活センター) |
| | | | | | 10 | 外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。 | ・日本語教室の開催 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 | ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30) | ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30) 教室:90教室 参加人数:570人 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民に向けた生活日本語教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とし、日本語の習得に効果的な学習環境を確保し、日本語の習得に効果を上げている。 教室への参加を機に外国人市民が上越国際交流協会が実施する講座や催し等に参加し、自国の文化を紹介するなど、日本人市民との交流の機会を提供している。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 | ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30) | 共生まちづくり課 |
| | | | | | 11 | ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。 | ・通常より文字を大きく、行間を広くした特集記事の作成(年2回以上) | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。 | ・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。 | ・広報上越の特集記事を年3回、ユニバーサルデザインの視点で作成した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> 広報上越の特集記事を年4回(6月1日号、7月1日号、8月1日号、2月1日号)、ユニバーサルデザインの視点で作成した。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。 | ・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。 | 広報対話課 |
| | | | | | 12 | 広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) 市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人も含め閲覧者に見やすく、分かりやすい情報を提供できるようにホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善する。 | ・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。 | ・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> 各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示している。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人も含め閲覧者に見やすく、分かりやすい情報を提供できるようにホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善する。 | ・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。 | 広報対話課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | |
|----------------|--|--|-----|---|---|---|--------------------|---|--|---|---|---|--|---|---|--|------------------|-----|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | |
| 誰もがが学べるまちづくり | 誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまちを指します。 | ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実 (1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会を拡充を推進します。 | 13 | 特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。 | ・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築 | - | 有 | ・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようになる。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築を行う。 | ・就学アドバイザー(2人)による就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。 | ・就学アドバイザー(2人)による就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズに行えるようにした。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図った。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置した。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | - | 有 | ・就学アドバイザー(2人)が園訪問による就学相談を行い、保幼小のつなぎをスムーズに対応している。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、多くの学校で校内の特別支援教育体制の構築を図っている。 ・教育補助員などを配置することで、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行うことができ、校内の支援体制を充実させることができているが、人員不足の学校もある。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行っている。 | ・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようになる。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。 | 学校教育課 | |
| | | | 14 | 家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる購入費、給食費等の費用を補助します。 | ・幼稚園児:入園料・保育料の補助 ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助 | 見直し | 有 | ・幼稚園児:対象となる園児の保護者に対し、入園料・保育料の一部又は全部を、補助又は減額することにより経済的負担を軽減する。 ・児童生徒:対象となる保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより経済的負担を軽減する。 ※新入学の児童生徒については、物品の費用を入学前に支給する。 小学校:1,141人 95,464千円 中学校:713人 87,258千円 | ・幼稚園児:入園料、保育料の補助、減免 来年度在籍園児見込み数:75名(うち、多子軽減・所得基準に基づき保育料を減免する) ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助 ※新入学の児童生徒については、物品の費用を入学前に支給する。 小学校:1,158人 92,859千円 中学校:673人 84,529千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を実施するとともに、新入学の児童生徒については入学前に支給するよう準備を進めており、保護者の経済的負担の軽減することで就学環境を整えている。 ・幼稚園児:対象となる世帯(多子軽減及び所得基準により判定)について、保育料の減免を行い、保護者の経済的負担を軽減することで、保育環境を整えている。 | ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校:1,095人 84,967千円 中学校:686人 80,615千円 ・幼稚園児:対象となる保護者26名(平成31年度保育料減免者数の見込み)に対し、保育料の減免を行うことで、経済的負担を軽減する。 10月以降:国の方針に基づき、全ての園児の保育料を無償化する予定。(55名2,640,000円を無償化) | 学校教育課 | | |
| | | | 15 | 高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。 | ・奨学金の貸付 | 拡充 | 有 | ・見直し後の制度周知を徹底して行うとともに、幅広く奨学生の募集を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ・真に奨学金を必要としている人にとって、より利用しやすい制度となるよう、下記のとおり拡充した。 【成績基準】大学1年生等のうち、市民税所得割非課税世帯の人などについて、成績基準を撤廃する。 【所得基準】所得要件を緩和し、扶養状況を考慮する。 【貸付金額】大学生等40千円まで引き上げる。 【募集時期】年度前の予約募集の導入。 【入学準備金】大学生等について、予約募集採用者の内、希望する奨学生を対象に、入学準備金を新設する。 【返還期間】貸付期間の3倍の年数以内まで拡充する。 【給付型奨学金】国及び県制度の動向を踏まえ、市として必要なあり方を検討する。 | ・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行った。 ・真に奨学金を必要としている人にとって、より利用しやすい制度となるよう、下記のとおり拡充した。 【成績基準】大学1年生等のうち、市民税所得割非課税世帯の人などについて、成績基準を撤廃する。 【所得基準】所得要件を緩和し、扶養状況を考慮する。 【貸付金額】大学生等40千円まで引き上げ 【募集時期】年度前の予約募集の導入。 【入学準備金】大学生等について、予約募集採用者の内、希望する奨学生を対象に、入学準備金を新設【返還期間】貸付期間の3倍の年数以内まで拡充【給付型奨学金】国及び県制度の動向を踏まえ、市として必要なあり方を検討 | A:計画どおりすべて実施(100%) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | - | 有 | ・奨学金を必要とする人にとって、より利用しやすい制度となるよう、見直しを行い、見直し後の内容で平成30年度の募集を行った結果、新たに3名(予約募集1名、在学募集7名)に貸付けを行うことができた。 また、制度の周知については、予約募集、在学募集、追加募集の3回を実施し、市ホームページや広報上越を活用し幅広く周知することができた。 | ・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数:20人程度 給付型奨学金については、国が2年後の拡充を決定していることから、国の具体的な動向や、国の拡充に伴う県や他市の動きを把握し、当市として必要な支援の在り方を検討する。 | 学校教育課 | | |
| | | | 16 | ②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実 | ・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催) | - | 有 | ・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:128事業 | ・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施した。 該当事業:129事業 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・公民館主事が公民館運営委員や地域の各種団体等と連携を図り、各年齢期や各地域のニーズを把握し、各公民館事業を企画、実施している。 | ・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:109事業 | 社会教育課 | | |
| | | | 17 | 視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。 | ・録音図書(カセット、テイナー図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス | - | 有 | ・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標:録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数700タイトル。 | ・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | - | 有 | ・ボランティア団体との協力により、新規作成は順調に行われている。 ・貸出数は、高齢の利用者の利用数が減少しているが、ほぼ目標を達成できる見込みである。 ・来年度の目標についても、現状に合わせて調整する。 | ・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標:録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数560タイトル。 | 社会教育課(図書館) | | |
| 18 | 子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。 | ・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援 | - | 有 | ・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、総合型SC連絡協議会と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。 | ・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供を行っている。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、総合型SC連絡協議会と協議し、「総合型地域スポーツクラブと競技団体や学校との関わり」をテーマにした研修会を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣している。 派遣実績:195回 参加人数:13,608人 ・障害のある人のスポーツ活動の場の整備のため、総合体育館駐車場を整備した。 ・バラスポーツ「ポッチャ」体験会を開催した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・各スポーツ教室、大会に参加するための情報を幅広く周知することができた。 ・総合型地域スポーツクラブのほか、学校関係者や地域のスポーツ団体から出たいただき、議論を深めることができた。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣することで、獲得したスキルを活かし、地域でよりよい活動を行うことができた。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の整備のため、駐車場の整備等の環境整備に取り組んだ。 ・バラスポーツを普及し、根付いていくための環境の整備を進めた。 | ・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネットワーク」協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層への相互参加の働きかけ及び支援を行う。 | スポーツ推進課 福祉課 | | | | | |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 |
|----------------|--|----------|-----|--|--|-----|---------|---|---|---|--------------------------------|--|--|--------|--|--|---|-------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | |
| 3 | 誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。 | ①雇用機会の創出 | 19 | 市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。 | ・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催 | - | 有 | ・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催および就職試験の旅費補助を行い市内企業等への就労を支援する。 ・インターンシップ登録事業所を110とする。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し、参加人数延べ240人を想定 | ・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職促進家賃補助金23件 ・新規学校卒業生就職試験支援補助金7件 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し、参加人数延べ208人。 | ・大学等の市内企業の見学2回。 ・就職ガイダンス等の開催。 ・就職促進家賃補助金36件。 ・新規学校卒業生就職試験支援補助金2件。 ・市内外の学校や市内事業所の訪問によるインターンシップ登録事業所の増(113事業所)。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し、参加人数延べ240人を想定 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・関係機関と連携した、大学等の市内企業の見学会や就職ガイダンス等を計画どおり実施。 ・就職促進家賃補助や新規学校卒業生就職試験支援補助等の実施により、市内企業等への就職への支援となる見込まれる。 ・インターンシップ登録事業所については、1月末現在113事業所。 ・新入社員やその指導者や管理職を対象としたセミナーを開催した結果、参加者へのアンケートでは9割以上の満足度となっており、市内企業が若手社員の早期離職を防止するための支援につながっていると評価する。 | - | 有 | ・関係機関等と連携し、市内企業の見学会や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助を行い市内企業等への就労を支援する。 ・市内外の学校や市内事業所の訪問による受入人数を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回)を開催し、参加人数延べ180人を想定 ・インターンシップ受入促進事業助成金の交付 ・移住・就業支援金の交付 | ・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回)を開催し、参加人数延べ180人を想定 ・インターンシップ受入促進事業助成金の交付 ・移住・就業支援金の交付 | 産業振興課 |
| | | | 20 | 障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。 | ・関係機関と連携し障害者合同就職面接会の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施 | - | 有 | ・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率2.2%以上 | ・障害者合同就職面接会を開催(2回開催) ・雇用啓発チラシの配布。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施。 (参考)H29.6.1現在のハローワーク上越管内の障害者雇用率2.03% | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・計画どおり取組を実施。 ・障害者合同面接会の開催や、障害者多数雇用事業者の優遇措置制度により、障害者の雇用が促進されると評価する。 ・30年度のハローワーク上越管内における障害者雇用率は、近年、障害者雇用者数は増加傾向にあることから、目標はほぼ達成される見込み。 | - | 有 | ・関係機関と連携し障害者合同就職面接会を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上 | ・障害者合同就職面接会(2回)を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施 | 産業振興課 | |
| | | | 21 | 障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。 | ・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネーター事業の実施 | - | 有 | ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進を図る。 ・過去2か年のモデル事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就労や就業意欲の向上につなげる。 | ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回) | ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・就業・生活支援センターの新規就労者(73人(12月末現在))のうち農業分野に就労1人) ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施。(2回) :福祉事業所の農福連携に関するスキルアップを図る研修会(11/6) :農業者向けに農福連携に関する理解を深める講習会を予定(2/26) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図ることができた。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、12月末時点で受託農作業は43件、受入農業者は19農業者と障害者の就労機会が拡大し、また、農業者の障害に対する理解が広がっている。 | - | 有 | ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進を図る。 ・これまでの農福連携事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就業意欲の向上につなげる。 | ・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回) ・農福連携の新たな取組みとして6次産業化に向けたモデル事業の検討を進める。 | 福祉課 |
| | | | 22 | 就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。 | ・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援 | - | 有 | ・就労につながらず在宅で暮らしている障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。 | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置する委託業務を発注し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施した。 ・一般就労した人 10人(12月末時点) ・支援状況(12月末時点) ①企業関係機関支援 200件 ②本人・家族支援 372件 ③実習等支援 69件 ④定着支援 202件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅の障害のある人の就労に向け、訪問活動や相談等による支援のほか、実習及び就労先となる企業の開拓、就労後の職場の定着のための支援を実施し、就労支援体制の強化を図った。 | - | 有 | ・就労につながらず在宅で暮らしている障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。 | ・在宅の障害のある人を就労に繋げるため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①障害のある人への訪問活動や相談等による支援、②実習及び就労先となる企業の開拓、③実習による支援、④就労後の職場定着のための支援等を実施する。 | 福祉課 | |
| | | | 23 | 仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。 | ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催 | - | 有 | ・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。 | ・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助(2件、112千円) ・チラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催し参加人数延べ65人を想定 | ・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助(1件、56千円)を見込む。 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを開催し参加人数延べ77人。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・計画どおり取組を実施。 ・HP掲載やチラシ配布による情報提供、企業訪問等における意識啓発により、事業所における職場環境の改善につながると見込まれる。 | - | 有 | ・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。 | ・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助(1件、56千円) ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを3回開催し参加人数延べ65人を想定 | 産業振興課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 |
|----------------|------|-------------|-----|------------------------------|---|-----|---------|--|--|--|--------------------------------|-----------------------------------|--|--------|---------|--|--|-------------------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | |
| | | ②職業能力や人材の育成 | 24 | ひとり親家庭の就労支援を行います。 | ・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 | 見直し | 有 | ・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。 | ・母子・父子自立支援員(名称改正)による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…年4回 | ・母子・父子自立支援員による就労支援の実施。 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金)。 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布…3回 ・広報上越での周知…1回(8月) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につながっている。 | - | 有 | ・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。 | ・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシ配布及び広報での周知…年4回予定 | こども課 |
| | | | 25 | 障害の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。 | ・障害者資格取得支援補助金の交付 | - | 有 | ・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率2.2%以上 | ・障害者資格取得支援補助 障害者手帳保持者または特別支援学校高等部在学生の就職機会の拡充のため、資格試験等の受験料及び市外受験会場までの旅費の全部または一部を補助する。 | ・障害者合同就職面接会の開催(2回)。 ・障害者資格取得支援補助(14件)。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害者資格取得支援補助金や、障害者合同就職面接会の開催により、障害者の就労機会の拡充が図られると評価する。 ・30年度のハローワーク上越管内における障害者雇用率は、近年、障害者雇用者数は増加傾向にあることから、目標はほぼ達成される見込み。 | - | 有 | ・障害のある人の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上 | ・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助 | 産業振興課 |
| | | | 26 | あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。 | ・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性サポートセンター事業 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 | 拡充 | 有 | ・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する講座の開催及び相談窓口の開設。 | ・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催(男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識などに関するセンター講座を全体で11講座以上、出前講座を全体で20講座以上開催する。) ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター事業の開催3講座 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回) | ・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催。(センター講座全12講座のうち、女性の能力発揮支援に関する講座:3講座、出前講座全18講座のうち、女性の能力発揮支援に関する講座:1講座) ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター事業の開催4講座 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・各講座参加者の満足度・理解度がいずれも70~80%となっており、市民への意識の浸透が図られている。 ・女性サポートセンター事業として、女性の再就職支援セミナーやハラスメントに関するセミナーなどを開催し、女性労働者の福祉の増進と地位の向上に寄与した。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設により、職業選択などの相談を受けアドバイスを行うことで、女性の就労やキャリアアップに向けた支援につながる見込み。 | - | 有 | ・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設。 | ・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター事業の開催3講座 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回) | 共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) 産業振興課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|-----|--|--|-----|---------|---|--|---|-----------------------------------|--|--------|---------|--|--|-------------------|-----|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | |
| | | | | | | | | 目標 | 実績見込み | | | | | | | | | |
| 4 誰もが健康に暮らして、健康やかに暮らせるまちづくり | (1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。 | ①健診・保健指導等の推進 | 27 | 安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 | - | 有 | ・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 平均受診率 96.5% ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。 | 健康づくり推進課 | |
| | | | 28 | 乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。 | ・各種予防接種の実施 | - | 有 | 乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。 | ・乳幼児、小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明等を通じ、引き続き接種勧奨に努める。 | ・乳幼児、小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明等を通じ、引き続き接種勧奨に努めた。(接種率85.21%) | A:計画どおりすべて実施(100%) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | - | 有 | 乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。 | 乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園や幼稚園等でのポスター掲示による勧奨を行い接種につながっているが、引き続き周知を続けていく。 | 健康づくり推進課 | |
| | | | 29 | 幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組めます。 | ・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布) | - | 有 | ・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。 | ・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 | ・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行った。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 (3歳児のむし歯有病率:7.4%) (5歳児のむし歯有病率:30.3%) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。 | ・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 | 健康づくり推進課 学校教育課 | |
| | | | 30 | 乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。 | ・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習 | - | 有 | ・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上) | ・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。 | ・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施。 実施回数:年間389回 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上) | ・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。 | 健康づくり推進課 | |
| | | | 31 | 障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。 | ・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応 | - | 有 | ・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。 | ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。 | ・送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施、受診者数120人 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。 | ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。 | 健康づくり推進課 | |
| | | | 32 | 後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。 | ・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。 | 拡充 | 有 | ・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,100人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人 | ・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 | ・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促した。 後期高齢者検診:6,100人 がん検診 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | - | 有 | ・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を予定どおり実施している。また、個別通知や町内会や老人会の健康講座などを通じて受診勧奨を実施している。 | ・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込:6,740人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,605人、肺がん18,234人、大腸がん14,827人 | 健康づくり推進課 | |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------------|-------|--|---|--|-----|--|---|--|---|-----------------------------------|---|---|---------|--|---|---|-----------------------|----|-------|--|--|--|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | | 計画 (具体的な取組内容) | 担当課 | | | | | |
| | | | | | | | | 目標 | 実績見込み | | | | | | 目標 | 計画 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | |
| (2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。 | ①地域医療体制の充実 | 33 | 平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。 | ・年間を通じて休日・夜間診療所の開設 | - | 有 | ・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日) | ・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。 | ・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。 (診療所開設日数:365日) | - | 有 | ・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日) | ・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供 | 健康づくり推進課 (地域医療推進室) | | | | | | |
| | | | 34 | 中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。 | ・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設 | - | 有 | ・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設) | ・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援。 | ・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援している。 | - | 有 | ・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設) | ・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援 | 健康づくり推進課 (地域医療推進室) | | | | | |
| | | | 35 | 市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。 | ・中ノ俣地区及び吉川区川谷地区における通院支援のための車両の定期運行 | - | 有 | ・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金) | ・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。 | ・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金) | - | 有 | ・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金) | ・無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行 | 健康づくり推進課 (地域医療推進室) | | | | | |
| | | 36 | 要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センター職員との連携を図ります。 | ・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催 | - | 有 | ・訪問による高齢者の生活の実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。 | ・訪問による実態把握と情報発信、情報収集。 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)。 | ・訪問による実態把握と情報発信、情報収集。 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・平成30.4月から地域包括支援センターを保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が揃ったI型に再編し、機能強化を図った。 ・包括の再編に伴い、実態把握訪問の実施については、優先順位を高くし取り組んでいる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を年間を通して企画し、実施している(年6回)。 | - | 有 | ・訪問による高齢者の生活の実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。 | ・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回) | 高齢者支援課 | | | | | | |
| | | | 37 | 介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの拡充を図ります。 | ・介護サービスの拡充 ・必要な介護保険給付 | - | 有 | ・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの給付を行う。 | ・必要な介護サービスの給付。 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。 | ・必要な介護サービスの給付。 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・介護サービス利用実績を把握、分析を行い、必要な介護サービスの給付を実施した。 | - | 有 | ・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの給付を行う。 | ・必要な介護サービスの給付 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。 | 高齢者支援課 | | | | | |
| | | | 38 | すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施 | - | 有 | ・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域において、住民組織化に向けた市民との協議を継続して実施する。 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 2,985回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 2,985回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施、社会交流による閉じこもりの予防の実施により、要介護状態への移行が抑えられている。 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施:H31年度住民組織化を図る地区2地区の予定 | - | 有 | ・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,316回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 3,684回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施 | 高齢者支援課 | | | | | |
| | | 39 | 一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。 | ・高齢者に配食サービスの提供 | - | 有 | ・ケアマネージャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 年間配食見込数:80,718食 | ・引き続き、制度の周知を行い、利用促進を図る。 年間配食見込数:72,646食 | ・引き続き、制度の周知を行い、利用促進を図る。 年間配食見込数:72,646食 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・ケアマネージャー等のアセスメントを経た申請について適格な審査、決定を行っているほか、地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供している。 | - | 有 | ・全市域において、毎日の配食と見守りサービスが提供できる体制を整え、アセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 年間配食見込数:79,466食 | ・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。 年間配食見込数:79,466食 | 高齢者支援課 | | | | | | |
| | | 40 | 高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。 | ・31施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。 | - | 有 | ・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流や健康維持を図り、生きがいづくりに寄与する。 :延べ利用者数 186,000人 :減免補てん金額 41,054千円 | ・シニアパスポート対象施設に、利用実態等の調査を実施する。 ・老人クラブ会員等の高齢者とシニアパスポートの利用方法等について意見交換を行う。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。 | ・シニアパスポート対象施設に、利用実態等の調査を実施。 ・老人クラブ会員等の高齢者とシニアパスポートの利用方法等について意見交換を行った。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・高齢者の外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る一助となっている。 | - | 有 | ・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。 (施設には市から減免補てん金を交付) :シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。 | ・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。 :施設には市から減免補てん金を交付) :シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。 | 高齢者支援課 | | | | | | |
| | | 41 | スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと居場所づくりの推進を図ります。 | ・スポーツ大会や作品展等の開催 | - | 有 | ・スポーツや趣味活動などを通じ、高齢者の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 4,200人 :シニアゲートボール大会 7地区で実施 630人 :シニア作品展 出展 455点、来場者 1,700人 | ・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。 | ・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促した。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行った。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,678人 :シニアゲートボール大会 7地区で実施 790人 :シニア作品展 出展 439点、来場者 1,793人 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・スポーツ大会や作品展の開催等を通じて、参加者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげているが、老人クラブの会員数が減少傾向にあることなどから、シニアスポーツ大会における参加者数は年間目標を下回る見込み。 | - | 有 | ・スポーツや趣味活動などを通じ、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 :シニアゲートボール大会 7地区で実施 780人 :シニア作品展 出品 440点、来場者 1,800人 | ・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。 | 高齢者支援課 | | | | | | |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | |
|----------------|------|-----------|-----|--|---|-----|---------|--|--|--|-----------------------------------|--|---|---------|--|---|--------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | 担当課 |
| | | | | | | | | 目標 | 実績見込み | | | | | | | | |
| | | | 42 | 高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援するため、シルバー人材センターに補助金を交付します。 | ・シルバー人材センターへの補助金の交付 | - | 有 | ・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金額 17,801千円 | ・高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進するため、シルバー人材センターへ補助金を交付。 上越市シルバー人材センター補助金額 17,801千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・シルバー人材センターへ補助を行うことにより、高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援している。 | - | 有 | 高齢者に対し就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金額 17,801千円 | 高齢者支援課 | |
| | | | 43 | 高齢者の地域福祉活動、教養活動及び健康増進活動への参加を促し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を支援するため、補助金を交付します。 | ・老人クラブへの補助金の交付 | - | 有 | ・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 | ・老人クラブの活性化に向け、老人クラブ連合会の各種事業に対する自己評価等を踏まえ、事業の見直しについて意見交換を行う。 ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 18,081千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 863千円 :老人クラブ連合会連絡協議会補助金 交付額 6,965千円 | ・老人クラブの活性化に向け、老人クラブ連合会の各種事業に対する自己評価等を踏まえ、事業の見直しについて意見交換を行った。 ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 17,250千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 769千円 :老人クラブ連合会連絡協議会補助金 交付額 6,734千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ、及び老人クラブ連合会に加入していない団体へ補助金を交付することにより、高齢者の生きがいと健康づくり活動を支援している。 | - | 有 | 会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老連連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 :単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 17,039千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 785千円 :老人クラブ連合会連絡協議会補助金 交付額 6,734千円 老人クラブ活動活性化補助金 交付額 1,200千円 | 高齢者支援課 |
| | | | 44 | 高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。 | ・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供 | - | 有 | ・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 13,200人 :直江津ふれあい館 3,500人 | ・毎月の広報上越で作品展について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・シニアセンターにおける作品展や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を図っているが、入館者は目標数を下回る見込み。 | - | 有 | シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 10,300人 :直江津ふれあい館 3,100人 | 高齢者支援課 | |
| | | | 45 | 高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。 | ・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供 | - | 有 | ・コミュニティFM放送から、高齢者へ行政情報などがタイムリーに伝わるよう話題を選定するとともに、聴取機会を拡充しながら、より身近な情報を提供することによりリスナーを増加させる。 | ・リスナーの拡大につなげるために29年度から開始したインターネット放送を継続するとともに、各地で開催されるイベントや地域の活動などの現場に向いて、その様子を伝える出張放送を継続する。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・インターネット放送を継続するとともに、計画通りに出張放送を行っている。 | - | 有 | ・コミュニティFM放送から、高齢者へ行政情報などがタイムリーに伝わるよう話題を選定するとともに、聴取機会を拡充しながら、より身近な情報を提供することによりリスナーを増加させる。 | 広報対話課 | |
| | | ②障害者福祉の推進 | 46 | 障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。 | ・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催 | - | 有 | ・地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、施策に反映できるよう実施する。 ・上越市自立支援協議会の開催 全体会議(年2回)、運営調整会議(月1回)、専門部会(月1回)、ケアマネージメント連絡会(月1回) ※各専門部会の取組内容については今後協議 | ・各専門部会にて地域課題の抽出及び支援策について集中的に検討した。 ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行う。 ・自立支援協議会において各専門部会であった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行う。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げる。 【会議の実施状況(1月時点)】 全体会議(1回開催) 運営調整会議(6回開催) 専門部会 ・成年後見制度利用促進検討部会(4回開催) ・就労支援関係事業検討部会(5回開催) ・重く・医ケア部会(4回開催) ケアマネージメント連絡会(4回開催) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害に関する課題解決に向けた議論を実施。専門部会については設置の準備に時間を要したが、毎月開催を行っており、障害に関する課題の協議を進めている。 | - | 有 | ・地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、施策に反映できるよう実施する。 ・上越市自立支援協議会の開催 全体会議(年2回)、運営調整会議、専門部会、ケアマネージメント連絡会(月1回) ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行う。 ・自立支援協議会において各専門部会であった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行う。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げる。 | 福祉課 | |
| | | | 47 | 障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。 | ・障害福祉サービスの給付を行う。障害のある人の生活支援を行う。 | - | 有 | ・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを提供する。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行う。(新規サービスの創設。高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行) ※移行者目標については、身体障害者で介護保険サービスを利用していない65歳以上の18名のうち、9名以上の移行を見込む。 ※新規サービスについては制度の詳細が明らかとなっていないため、現時点では目標設定は行えない。 | ・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行う。(新規サービスの創設。高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行) ・高齢障害者の介護保険制度への移行について、11月29日に関係事業所に対する説明会を実施。 ・介護保険サービスを利用していない65歳以上の利用者21人について、平成30年度内に介護保険サービスへの移行の説明を行う。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う。(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行った。(新規サービスの創設。高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行)。 (・高齢障害者の介護保険制度への移行について、11月29日に関係事業所に対する説明会を実施。 ・介護保険サービスを利用していない65歳以上の利用者21人について、平成30年度内に介護保険サービスへの移行の説明を行う。) | - | 有 | ・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う。(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを提供する。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行った。(新規サービスの創設。高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行)。 | 福祉課 | |
| | | | 48 | 心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。 | ・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成 | - | 有 | ・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。 | ・医療費の助成や手当を給付する。重度心身障害者医療費助成 5,370人 466,886千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減している。 | - | 有 | ・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。 | 福祉課 | |
| | | | 49 | 心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。 | ・特別な配慮が必要と認められる児童の保育 | - | 有 | ・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。 | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 355人 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切な保育サービスを提供している。 | - | 有 | ・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。 | 保育課 | |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 |
|----------------|------|-------|-----|--|--|-----|---------|---|---|---|--------------------------------|--|--|--------|--|--|--|-------------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | |
| | | | 50 | 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。 | ・子どもの発達及び保育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施 | 拡充 | 有 | ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 | ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成するほか、休日にセンター体験・見学会を開催する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数 42件 | ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成。 ・休日にセンター体験・見学会を開催(年2回)。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数 62件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施している。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成したほか、6月と11月(休日)にセンター体験・見学会を開催した。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施している。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 62件(計画の148%) | - | 有 | ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 | ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 ・障害のある児童に対する支援を拡充させるため、国の制度に基づく児童発達支援事業を実施する。 ・保育園等就園児童に対する支援を強化するため、私立を含めた全園を対象に巡回訪問を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 51件 | すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター) |
| | | | 51 | 障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。 | ・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給 | - | 有 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具 476件 47,018千円 ・日常生活用具 4,318件 43,205千円 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給。 ・補装具 470件 46,940千円 ・日常生活用具 4,420件 42,894千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用の支給し、生活環境の改善や日常生活の向上を図っている。 | - | 有 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具490件 46,657千円 ・日常生活用具4,420件 42,894千円 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。 | 福祉課 | |
| | | | 52 | 障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。 | ・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施 | - | 無 | ・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。 | ・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送れるよう支援している。 | - | 無 | ・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。 | ・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。 | 福祉課 | |
| | | | 53 | 障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。 | ・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成 | 拡充 | 有 | ・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 | ・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 【タクシー利用券等の助成】 タクシー利用券:2,098人、36,268千円 ※1人あたりの助成額を19,000円から24,000円へ増額 燃料券:2,701人、50,004千円 燃料費:851人、14,730千円 【運転免許取得費の助成】 2件、200千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 8件、800千円 【介護者用自動車改造費の助成】 12件、2,492千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(稼働日:205日、距離:24,420* ₀) フレンド号(稼働日:160日、距離:19,620* ₀) ・福祉有償運送実施団体の運営の支援(運営協議会の開催・更新手続きの案内等) | ・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援することができている。 ※1人あたりの助成額を19,000円から24,000円へ増額 燃料券:2,701人、50,004千円 燃料費:851人、14,730千円 【運転免許取得費の助成】 2件、200千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 8件、800千円 【介護者用自動車改造費の助成】 12件、2,492千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(稼働日:205日、距離:24,420* ₀) フレンド号(稼働日:160日、距離:19,620* ₀) ・福祉有償運送実施団体の運営の支援(運営協議会の開催・更新手続きの案内等) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援することができている。 | - | 有 | ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額:免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額:10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)以下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、平成31年7月に運営協議会を実施し、1団体の更新審議の他、事業の運営状況について確認を実施する。 | 福祉課 | |
| | | | 54 | 手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。 | ・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成 | - | 有 | ・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 手話通訳派遣回数:431回、派遣人数:579人 | ・手話通訳者等の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションをスムーズにする。 手話通訳派遣回数:374回、派遣人数:517人 | ・手話通訳者等の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションをスムーズに行っている。 手話通訳派遣回数:374回、派遣人数:517人 ・派遣可能な資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催と手話への理解が進むよう周知活動の実施。 また、手話通訳養成講座のテキスト代を補助し受講者の確保に努めた。 手話通訳養成講座(入門編)受講人数:8人 ※入門編ほか手話体験講座・手話ステップアップ講座等も開催。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・手話通訳者の派遣依頼に対しほぼ派遣することができコミュニケーションもスムーズに行っている。 ・手話通訳者資格取得に向けての講座開催を予定通り実施出来ているが、受講者は8人となっている。 | - | 有 | ・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。 | ・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 手話通訳派遣回数:448回、派遣人数:609人を見込む ・派遣可能な資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。 | 福祉課 |
| | | | 55 | 市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。 | ・アクセシビリティ方針に基づき、新規および更新ページのチェック | - | 有 | ・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。 | ・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。 | ・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示している。 | - | 有 | ・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。 | 広報対話課 | |
| | | | 56 | 市の広報紙の内容をCDやテープに録音し、視覚に障害のある人に提供します。 | ・CDやカセットテープによる情報提供 | - | 有 | ・視覚に障害のある人へ市の広報紙の内容を提供する。 | ・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供する。 提供実績:42人 | ・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供した。 提供実績:42人 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・視覚に障害のある人へ市政情報をCD、カセットテープに録音し提供している。 | - | 有 | ・視覚に障害のある人へ市の広報紙の内容を提供する。 | ・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDに録音し情報提供する。 | 福祉課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 平成30年度 | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | | | |
|----------------|------|--------------|-----|-----|--|--|---|---|--|--------------------|--|--|--|---|--|--|-----|------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | 方向性 | | | | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | |
| | | ③子育て・療育支援の充実 | | 57 | 保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,168人 障害児保育(実利用者見込み) 355人 一時預かり(延べ利用者見込み) 7,781人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 32,518人 休日保育(延べ利用者見込み) 582人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 8,851人 病児・病後児保育室 5,072人 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供。 0・1歳児(実利用者) 1,058人 障害児保育(実利用者) 274人 一時預かり(延べ利用者) 5,401人 午後7時までの延長保育(延べ利用者) 30,916人 休日保育(延べ利用者) 563人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供。 【延べ利用者数】 ファミリーヘルプ保育園 10,905人 病児・病後児保育室 4,864人 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供している。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を整え、適切に保育サービスを提供している。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,058人 障害児保育(実利用者見込み) 274人 一時預かり(延べ利用者見込み) 5,401人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 30,916人 休日保育(延べ利用者見込み) 563人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 10,905人 病児・病後児保育室 4,864人 | 保育課 | |
| | | | | 58 | (再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・こども発達支援センター紹介パンフレットを作成するほか、休日にセンター体験・見学会を開催する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 42件 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施。 ・こども発達支援センター紹介パンフレットを作成。 ・休日にセンター体験・見学会を開催(年2回)。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施。 障害児一時保育利用延件数 62件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施している。 ・こども発達支援センター紹介パンフレットを作成したほか、6月と11月(休日)にセンター体験・見学会を開催した。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施している。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 62件(計画の148%) | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・障害のある児童に対する支援を拡充させるため、国の制度に基づく児童発達支援事業を実施する。 ・保育園等就園児童に対する支援を強化するため、私立を含めた全園を対象に巡回訪問を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 51件 | すこやか かなぐら し包括 支援セ ンター (こども 発達支 援セン ター) | | |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | |
|----------------|----------------------------|---|-------------------------------|--------|--|---|---------|----|---|--|--|-----------------------------------|--|--|---------|--|--|---|----------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | | |
| 5 | 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちづくり | (1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。 | ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり | 59 | 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。 | ・NPO・ボランティアセンターの運営 | 見直し | 有 | ・市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会(ソーシャルビジネスに関するセミナー、参集目標:20人)を開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。 | ・市民活動体験ツアー:2回開催 ・市民活動交流会:交流型2回、テーマ型4回開催 (テーマ型交流会においてソーシャルビジネスに関するセミナー等を開催) ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約270団体・個人)に対して配信 | ・市民活動体験ツアー:1回開催 ・市民活動交流会:交流型2回、テーマ型4回開催(テーマ型のうち1回はソーシャルビジネスに関するセミナー(12人参加)) ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び交流会・ツアー参加者(約370団体・個人)に配信。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | C:目標を達成できなかった | ・事業の実施を通じたきっかけやつながりづくりは図られたが、市民活動への参画や市民活動団体同士の連携には直ちに結び付かなかった。 | - | 有 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点に、市民の自発的な公益活動やボランティア活動を促進する。 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを実施する。 ・広報上越やホームページへの掲載、メールマガジンの配信等により、市民活動やボランティアに関する情報を広く発信する。 | 共生まちづくり課 |
| | | | | 60 | 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。 | ・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談 | - | 有 | ・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体(予定) フォローアップ団体:3団体(平成29年度に実施した団体) | ・町内会等へアドバイザーを派遣し、地域の課題解決を支援した。 ・新規実施団体:3団体(中央3丁目・天王町町内会、三和区桑曾根町内会、板倉まちづくり振興会) ・フォローアップ団体:2町内会(頤城柳町、名立区森) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・事業実施後も地域が主体となって課題解決に向けた話し合いが進められているほか、話し合いの結果に基づく地域活動や、県の事業を活用して地域おこしの取組に結び付いた事例も現れている。 | - | 有 | ・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体 フォローアップ団体:3団体(平成30年度に実施した団体) | ・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体 フォローアップ団体:3団体(平成30年度に実施した団体) | 共生まちづくり課 | |
| | | | | 61 | 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 | ・ファミリーサポートセンターの運営 | - | 有 | ・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。 | 依頼会員からのニーズに対応できるような提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催) | 依頼会員からのニーズに対応できるような提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・依頼はすべて受けることができているほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができている。 ・広報上越に会員募集の記事の掲載や各種団体等を対象とした説明会を行うなど提供会員の確保に努めていることから、目標達成すると見込む。 | - | 有 | ・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。 | ・依頼会員からのニーズに対応できるような提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催) | こども課 |
| | | | | 62 | 地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。 | 新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。 | 拡充 | 有 | ・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人 | ・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図る。 ・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図った。 ・有償ボランティア養成講座を6回開催。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催。 ・有償ボランティア新規登録者数56人。 | ・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図った。 ・有償ボランティア養成講座を6回開催。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催。 ・有償ボランティア新規登録者数56人。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | C:目標を達成できなかった | ・地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供している。 ・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図っている。 平成30年度は、目標の登録者数の80人を達成することはできなかったが、養成講座の受講者は82人であった。 ・これまでに、養成講座の受講された方を積極的に声かけなどの勧誘を行い、登録者数を増やしていく。 ・フォローアップ講座を実施し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を行うなど担い手確保を行う。 | - | 有 | ・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人 | ・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 63 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。 | ・高齢者見守り支援ネットワーク事業 ・認知症サポーター養成講座 | 拡充 | 有 | ・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人をゆるやかに見守るための認知症サポーター養成講座を開催する。 ・地域での見守り活動の実例を町内会に紹介するなど、地域での日常の見守り活動を支援する。 | ・認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを養成(2,300人)。 ・高齢者等見守り支援ネットワーク会議の開催を通して、見守り支援の強化に向けた今後の具体的な取組内容を定め、地域の実情に合った見守り支援の検討の場の設置(地域での見守り活動の事例紹介を含む)、協力事業所との意見交換等を行った。 | ・認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを養成(2,300人)。 ・高齢者等見守り支援ネットワーク会議の開催を通して、見守り支援の強化に向けた今後の具体的な取組内容を定め、地域の実情に合った見守り支援の検討の場の設置(地域での見守り活動の事例紹介を含む)の設置及び設置に向けての調整、協力事業所との意見交換等を行った。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・町内会や事業所、放課後児童クラブで認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を広めている。 ・見守り支援の強化に向けた今後の具体的な取組内容を定め、地域の実情に合った見守り支援の検討の場(地域での見守り活動の事例紹介を含む)の設置及び設置に向けての調整、協力事業所との意見交換等を行った。 | - | 有 | ・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人をゆるやかに見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。 ・各地域の実情に合わせた形での見守り支援活動の充実について話し合う場を設けるなど、広く地域の皆さんが高齢者の異変を早期発見する取組につなげる。 | ・小中学校や、町内会、事業所等で認知症サポーター養成講座を実施する。 ・各地域に出向き、それぞれの地域実情に合わせた形での見守り支援活動の充実について話し合う場を設けるなど、広く地域の皆さんが高齢者の異変を早期発見する取組につなげる。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 64 | 高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。 | ・シニアサポートセンター運営事業 ・ボランティア利用助成制度「美助っ人さん」 | - | 有 | ・上越市社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が確実に助成を受けられるよう、周知を図る。 | 家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。 | ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成。 ・延べ利用件数:5,748件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | 地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供している。 | - | 有 | 地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供する。 | ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。 | 高齢者支援課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | |
|------------------|-----------------------------------|--|-----------------|--------|--|--|---------|----|---|---|--|-----------------------------------|--|--|---------|---|---|--|--------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | | |
| 誰かが安心して暮らせるまちづくり | 誰かが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します。 | (1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。 | ①防災対策や避難支援体制の充実 | 65 | 市ホームページや携帯電話等のメール機能を使い、市内における防犯や防災、交通安全、火災等の市民の安全・安心に関わる情報を市民に提供します。 | ・安全メールによる情報発信 | - | 有 | ・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 | ・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・安全メールを活用し適時的確に情報を発信している。 | - | 有 | ・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 | ・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。 | 市民安全課 | |
| | | | | 66 | 災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。 | ・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災情報の提供 | - | 有 | ・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、今後の当市における津波対策を検討する。(ハザードマップの作成時期は未定) ・洪水ハザードマップは、平成30年度に国及び新潟県の新たな浸水想定に基づき、避難場所の見直し等を行い、現行のハザードマップを更新し、全戸配布する。 ・新潟県による土砂災害警戒区域の追加指定に伴い、既存の土砂災害ハザードマップを修正し、関係地区に配布する。 ・防災行政無線システムを確実に使用できる状態を常時保つ。 ・市民向け防災気象サイト等、公的機関及び民間気象サイト等の外部サイトリンクを集めた「防災情報リンク集」を運用する。住民の自主避難の判断に必要な防災情報を提示し早目の対策をとってもらう。またサイトを通じて住民向けの防災啓発を行う。 | ・新潟県の新たな津波浸水想定に基づく当市の対策の方向性について、専門家から提言を受けた。 ・洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを更新。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。 ・「防災情報リンク集」を運営する。その中で、新たなコンテンツを追加する必要があるに対応する。また、リンク切れの確認や、防災啓発ページへのページヘリンクを追加し、必要な情報へよりスムーズにアクセスできるように整理した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・新潟県の新たな津波浸水想定に基づく当市の対策の方向性について、専門家から提言を受けた。 ・洪水ハザードマップは、住民ワークショップを実施し、避難所の見直しを行い、その結果を反映させたものを全戸配布した。 (平成31年4月末配布予定) ・土砂災害ハザードマップは、作成済マップ18種類について土砂災害警戒区域の追加や避難所の見直し等の情報を更新し、全戸配布した。(平成31年3月完了予定) ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施してした。 | - | 有 | ・津波ハザードマップを作成し、全戸配布する。 ・新たに公表される洪水浸水想定を基に、洪水ハザードマップ素案を作成し、関係町内会へ配布する。 ・土砂災害警戒区域の追加指定に伴い既存の土砂災害ハザードマップ19種類を更新し、関係地区へ配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。 ・「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 | ・専門家からの提言を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、全戸配布する。 ・31年度当初に配布する洪水ハザードマップに基づき、住民説明会を開催するとともに、新たに公表される洪水浸水想定により、避難所の見直し等を行い、その結果を反映した洪水ハザードマップ素案を作成して関係町内会へ配布する。 ・既存の土砂災害ハザードマップ19種類について土砂災害警戒区域の追加や避難所の見直し等の情報を更新し、関係地区へ配布する。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行う。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事に着手する。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施する。 | 危機管理課 | |
| | | | | 67 | 要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。 | ・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。 | - | 有 | ・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 | ・県計画の変更に合わせた修正を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・県計画の変更に合わせた修正を行っている(年度内完了予定)。 | - | 有 | ・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 | ・県計画の変更に合わせた修正を行う。 | 市民安全課 | |
| | | | | 68 | 要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。 | ・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援 | - | 有 | ・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を95%以上とする。 | ・民生委員・児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援(同意)者名簿を整備するとともに、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センター等)へ名簿情報を提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 | ・民生委員・児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援(同意)者名簿を整備するとともに、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センター等)へ名簿情報を提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。 ・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率91.4%。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供している。 ・対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行っている。 ・防災訓練を契機に複数の町内会が参加する地域の集会に出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行っている。 | - | 有 | ・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を96%とする。 | ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 69 | 災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。 | ・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用 | - | 有 | ・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。 | ・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成する。 ヘルプカード配布数:78枚(12月末時点) | ・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布する。 ヘルプカード配布数:78枚(12月末時点) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成し、対象者が災害時に福祉避難所へ迅速に避難できる体制を構築している。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布した。 | - | 有 | ・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。 | ・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布する。 | 福祉課 |
| ②自主防災活動の推進 | | | | 70 | 災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。 | ・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備等の補助 ・防災士の養成 | - | 有 | ・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 | ・防災士養成講座の開催 50人養成 ・防災アドバイザーの派遣 47回派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 4,528千円 ・自治区単位での防災研修会の開催 | ・防災士養成講座の開催 50人養成 ・防災アドバイザーの派遣 18回派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 4,488千円。 ・避難所運営訓練の実施。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・防災士養成講座の開催や、防災資機材整備に対する支援等について、当初予定していた通り進捗している。 ・防災アドバイザーの派遣については、自主防災組織や町内会からの派遣申請が少なかったことから、回数が減っているものの、自主防災組織未結成町内会等へ派遣し、訪問指導を行うなど、地域防災力向上に向け、活用している。 ・地元自主防災組織、避難所の施設管理者、避難所開設の市初動対応職員三者が参加の避難所運営訓練を通じ、避難者による自主的な避難所運営の重要性について、参加者から理解を深めていただいている。 | - | 有 | ・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 ・市内の指定避難所を会場として、避難者による自主的な避難所運営の重要性について、意識の醸成を図る。 ・防災アドバイザーを活用し、防災組織の結成が困難な町内会や、活動が不活発な自主防災組織に対し、自助の取組や自主防災活動の手法などを周知し、地域防災力の向上を図る。 | ・防災士養成講座の開催(養成人数:50人) ・防災アドバイザーの派遣(5回) ・防災資機材等整備に係る補助交付(6,279千円) ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施。 ・自主防災組織未結成町内会及び活動不活性町内会に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施(57回)。 | 市民安全課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|----------|-----|---|---|--|---------|--|--|--|--|-----------------------------------|---|--|---------|--|--|--|-----------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | | |
| (2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 | ①防犯対策の充実 | | 71 | 「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。 | ・防犯意識の広報啓発 ・防犯教室、講習会の開催 ・防犯情報の提供 | - | 有 | ・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。 | ・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組の依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施 | ・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施。 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組の依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施:8回実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施:親子・幼児防犯教室45回、小学生対象防犯教室47回 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・防犯意識向上のため防犯講話や防犯教室を実施している。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を実施している。 | - | 有 | ・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。 | ・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組の依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施 | 市民安全課 | |
| | | | 72 | 地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。 | ・自主防犯活動の推進 ・人材の育成 | - | 有 | ・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。 | ・110番協力車による、ながらパトロールの実施 | ・110番協力車による、ながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話において周知し、参加者の拡充を図った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・110番協力車による、ながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図っている。 | - | 無 | ・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。 | ・110番協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 | 市民安全課 | |
| | | | 73 | ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。 | ・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・犯罪の防止に配慮した住宅等の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進 | - | 無 | ・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。 | ・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与 | ・市立全小・中学校における通学路の安全点検の実施。 ・通話録音装置の無償貸与。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・通学路の安全点検等への対応 ・通話録音装置の無償貸与について広報を実施している。 ・体感治安については、平成30年度までに30%以上とする。平成29年度までで31.3%となり、目標を達成している。 | - | 無 | ・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。 | ・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与を実施 | 市民安全課 | |
| | (3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。 | ①除雪対策の充実 | | 74 | 要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。 | ・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集 | - | 有 | ・要援護世帯情報を的確に把握し、必要に応じて安否確認等に活用する。 | ・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握する。 | ・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行った。 決定世帯数 約5,900世帯 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行っている。 | - | 有 | ・支援が必要な世帯への助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。 | ・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 75 | 要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。 | ・除雪費の一部助成 | - | 有 | ・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて検討を行う。 | ・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成29年度冬季の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて検討を行う。 | ・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しによる平成29年度冬季の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて引き続き検討を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・平成29年度実績を検証し、8割弱の世帯が助成限度額内で済んでおり、制度としての必要は満たしていることが確認できた。 ・引き続き、助成限度額の見直し等に係る検討を行う。 | - | 有 | ・平成29年度に親族要件の廃止と合わせ、助成対象となる除雪の範囲の見直しによる利用実績を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。 | ・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成30年度の実績等(降雪データを含む)を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 76 | 通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める | - | 有 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。(H29:歩道除雪延長L=146km) ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。 | ・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H30年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う地区別除雪会議の場で、地域の意見を集約し、可能な場合は当該年度の除雪作業に反映させる。 | ・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H31年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う地区別除雪会議の場で、地域の意見を集約し、可能な場合は当該年度の除雪作業に反映させる。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・地域からの要望を受け、現地確認や除雪業者との協議等の結果、歩道除雪延長の延伸を実施し、主に小中学校の通学路の歩行者空間を確保できた。 | - | 有 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。 | ・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H31年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う地区別除雪会議の場で、地域の意見を集約し、可能な場合は当該年度の除雪作業に反映させる。 | 道路課(雪対策室) |
| | | | | 77 | 中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。 | ・集落内の主要生活道の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公施設等の除雪を集落に委託 | - | 有 | ・現在支援している地区では、高齢化と人口減少の進行により、業務を受託できなくなると見込まれることから、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。 | ・引き続き、7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・あわせて、新たなニーズや支援の在り方について検討する。 | ・引き続き、7地区11集落へ支援業務を委託した。 ・あわせて、新たなニーズや支援の在り方について検討する。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・昨年同様に7地区11集落へ支援業務を委託したが、新たな支援の在り方等については、関係課で協議を継続している。 | - | 有 | ・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。 | ・7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について検討を行っていく。 | 市民安全課 |
| | | | | 78 | 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。 | ・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援 | - | 有 | ・各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 | ・各区において1団体以上の受入組織(受入窓口)の設立を目指す。 ・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 5地区×5万円 | ・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金:1地区×5万円 | C:計画どおり実施できなかった | C:目標を達成できなかった | ・実施見込み1地区/5地区 ・これまでの施策の取組により、支え合い体制が構築されたことで補助申請を不要とする地区がでてきたことで、事業の利用が低下している。 ・新規で事業活用を希望する地区へ周知を行うとともに、支え合い体制構築に資する事業内容の見直しを検討したい。 | - | 有 | ・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 | ・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円 | 自治・地域振興課 |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | |
|----------------|--|---|---|---------|---|---|---|---|--|--|---|---|--|---|---|--|--|--|----------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | | |
| 7 | 誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくり | ①誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。 | ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 79 | 市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき整備を推進します。 | ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置 | - | 無 | ・市の施設の新設、増設、改修にあり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。 | ・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率は100%とする。 | ・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつけた。 ・事前協議での適合率は、構造上やむを得なかった1件を除き、100%であった。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・予算要求時や実施前の事前協議を確実にし、適合率100%(やむを得ない場合を除く)とすることができた。 | - | 無 | ・市の施設の新設、増設、改修にあり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。 | ・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率は100%とする。 | 共生まちづくり課 |
| | | | | 80 | 民間の公共施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議・指導・助言を行います。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく(民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施 | - | 無 | ・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を31.8%(H28の適合率)以上とする。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図る。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図った。 ・適合率35.0%(平成30年12月時点) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、目標の適合率を達成できる見込みである。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で説明を行い、設計者側の意識啓発を図った。 | - | 無 | ・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。 ・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図る。 | 共生まちづくり課 |
| | | ③誰もが暮らしやすい居住環境の整備 | ③誰もが暮らしやすい居住環境の整備 | 81 | 在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。 | ・補助金の交付 | - | 有 | ・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 | ・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年を目標とする。 | ・改修工事の実施前、必要に応じて現地訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行った。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行った。 ・現地訪問が必要と判断した事例が多かったことから、1月末までに129件の現地訪問を実施した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・改修工事の実施前、必要に応じて現地訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行った。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行った。 | - | 有 | ・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 | ・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年を目標とする。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 82 | 障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。 | ・補助金の交付 | - | 有 | ・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知により申請件数の増加を図る。 | ・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 6件 1,700,000円 | ・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。 4件 1,075千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・申請4件に対し、全て年度内に完了する予定である。 ・障害のある人が住み慣れた場所で快適に日常生活を過ごせるよう住環境の整備を行うことができた。 | - | 有 | ・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知により申請件数の増加を図る。 | ・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 3件 850千円 | 福祉課 |
| | | 空家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 | 空家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 | 83 | 所有者等による空き家等の適切な管理の促進 | ・所有者等による空き家等の適切な管理の促進 | 新規 | 有 | ・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。 | ・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言指導通知 1回 適正管理依頼 1回 | ・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行った。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 助言指導通知 3回 適正管理依頼 3回+随時 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に向けた取組を行い、空き家を要因とした事故の発生は現時点で無い。 | - | 有 | ・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。 | ・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言指導通知 2回 適正管理依頼 2回+随時 | 建築住宅課 |
| 84 | 雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 | | | ・補助金の交付 | 新規 | 有 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:450千円 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・8件を予定 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助。(8件) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・申請のあった8件の工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進している。 | - | 有 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:450千円 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 7件を予定 | 文化振興課 | | |

| 第4次人まち計画での位置付け | | | | 平成30年度 | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------|-------------------|-----|--------------------------------------|------------------------|-----|---------|---|---|---|--------------------------------|-----------------------------------|--|--------|---------|--|---|-----------|----|--|--|---|---|--|---|---|--------------------|--------------|---|---|---|---|---|-----------|----|-----------------------------------|---------------------------------|---|---|--|--|---|--------------------|--------------|--|---|---|---|--|-----------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組内容 | | 事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み)) | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み)) | 評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 | 取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 計画 (具体的な取組内容) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 計画 | 実績見込み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。 | ①安全・安心な歩道・道路整備の整備 | 85 | 誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。 | 歩道・道路整備の推進 | - | 有 | ・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施 ※道路整備計画の進捗管理にあわせて、下記「H31年度までの整備計画」の延長を見直しています。 <歩道> ○H31年度までの整備計画 ・延長…7.3km(14か所) ○H30年度までの実施目標 ・延長…5.2km(着手済14か所) ・実施率…71.2% <道路整備> ○H31年度までの整備計画 ・延長…11.3km(26か所) ○H30年度までの実施目標 ・延長…10.8km(着手済25か所) ・実施率…95.6% | ・左記の計画内容に基づき実施する。 | ・左記の計画内容に基づき実施。 <歩道> ○H30年度までの実施 ・延長…5.6km(着手済15か所) ・実施率…83.8% <道路整備> ○H30年度までの実施 ・延長…11.3km(着手済26か所) ・実施率…95.1% | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・計画通り事業を実施することができた。 | - | 有 | ・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施 ※道路整備計画の進捗管理にあわせて、下記「H31年度までの整備計画」の延長を見直しています。 <歩道> ○H31年度までの実施目標 ・延長…6.7km(15か所) <道路整備> ○H31年度までの実施目標 ・延長…11.9km(27か所) | ・左記の計画内容に基づき実施する。 | 道路課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 86 | 歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、市管理防犯灯の整備及び維持管理を行います。 | 防犯灯整備 | - | 有 | ・通学路3か所に防犯灯を設置する。 ・既存の防犯灯を適正に管理する。 | ・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(3か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理 | ・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(3か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・予算計上どおり、通学路への防犯灯の設置を行っている。 ・市が管理する防犯灯を適正に管理している。 | - | 有 | ・通学路に防犯灯を新設する(3件) ・既存の防犯灯を適正に管理する。 | ・予算計上のとおり通学路に防犯灯を設置する。(3件) ・市が管理する防犯灯の適正管理 | 市民安全課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 87 | 交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。 | カーブミラーの整備 | - | 有 | ・新設要望を認めた17か所への設置する。 ・既存のカーブミラーを適正に管理する。 | ・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(17か所) | ・市が管理するカーブミラーの適正管理。 ・新設要望箇所の設置可否判定。 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(17か所)。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・計画どおり、新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置を行った。 ・市が管理するカーブミラーを適正に管理し、安全の確保を図っている。 | - | 有 | ・カーブミラーの整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図る。 | ・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(13か所) | 市民安全課 |
| | | | 88 | 地域の实情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。 | ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編 | - | 有 | ・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編を実施し、路線バスの利便性、持続可能性を向上させる。 ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めるため、次期総合公共交通計画の検討を開始し、現状調査、課題抽出、対応方針の検討等を実施する。 | ・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づく青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編 ・次期総合公共交通計画の策定に向けた現状調査(乗降調査、聞き取り調査、住民アンケート等)、庁内関係各課との協議、地区公共交通懇話会等における区内公共交通の検討等を行い、2年をかけてきめ細やかな交通ネットワークを構築 | ・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づく青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編を検討。 ・次期総合公共交通計画の策定に向けた現状調査(乗降調査、聞き取り調査、住民アンケート等)、地区公共交通懇話会等における区内公共交通の検討等を行い、2年をかけてきめ細やかな交通ネットワークを構築。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編については、現在検討中の次期総合公共交通計画における見直しとの整合を図るため、次期計画の検討とあわせ継続検討し、利便性、持続可能性の向上に取り組むこととした。 ・次期総合公共交通計画の検討については、市民アンケート、バスの乗降調査、住民への聞き取り調査等の現状調査を行うとともに、これらを踏まえ、当市の公共交通の在り方について基本的な考え方を整理した。 | - | 有 | ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めるため、次期総合公共交通計画を策定する。 | ・次期総合公共交通計画の策定に向け、地域別の路線バスの再編方針の検討、地域住民との協議・合意形成、地区公共交通懇話会等における検討、事業者や庁内関係各課との協議等を行う。 | 新幹線・交通政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 89 | ※分割・修正運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。 | ※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保 | - | 有 | ※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 | ※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 6,539千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円 | ※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 2,333千円 バス運行対策費補助金 73路線 356,166千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金を交付し、生活交通の維持確保を行った。 ・北越急行安全輸送設備等整備事業補助金は、北越急行が行う国庫補助事業に対し、県及び沿線自治体が連携して国庫補助率に応じた協調補助を行い、安全輸送を支援するもので、今年度は、国庫補助の内示率の減少と、入札等による事業費の減額のため、予算額より支出が少ない見込みである。 ・バス運行対策費補助金は、バス運行事業者の経費が縮減したほか、運賃収入の減少が見込みより小さかったことから、補助対象経費が計画より減少した。 | - | 有 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,207千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 9,546千円 バス運行対策費補助金 73路線 370,246千円 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 | 新幹線・交通政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 90 | ※分割 分りやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。 | ※分割 ・分りやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 | - | 有 | ※分割 ・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 | ※分割 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 | ※分割 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成。 ・各区ごとに路線別の大文字時刻表を作成。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、時刻表の地図に生活に必要な施設を掲載し、より分りやすいものとしたほか、啓発資料の内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。 ・ダイヤ改正に合わせ、各区ごとに地域のバス路線を抜粋し、高齢者等に配慮した大文字時刻表を作成している。 | - | 有 | ・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実した内容とし、継続的に利用促進を図る。 | ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・各区ごとに路線別の大文字時刻表を作成 | 新幹線・交通政策課 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

1 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の概要と現状について

①公共建築物ユニバーサルデザイン指針（以下、指針という。）策定の経過

- ・平成 11 年 3 月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定。
【基本理念：男性も女性も、若いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組む】
- ・この条例に基づき、平成 13 年 3 月に「上越市第 1 次人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、施策を推進。（現在、第 4 次計画を実施中）
- ・しかし、具体的な取組が、主に福祉や都市整備等の分野にとどまり、その考え方が市政全般に反映されているとはいえない状況であったため、平成 17 年 4 月に企画政策課内にユニバーサルデザイン推進室を設置するとともに、「上越市ユニバーサルデザイン検討委員会（公募市民、学識経験者など 25 人）」や「ユニバーサルデザイン普及員（若手職員 15 人）」を設置するなど、全庁的、全市的にユニバーサルデザインの考え方をもちて事業を展開していくこととした。
- ・当初、それぞれのグループは、日常生活の問題点や身の回りのバリアについて調査し、その中から市全体をユニバーサルデザイン化することについて解決策を探ろうとしたが、問題点が多岐にわたり、一度に解決することは困難としたことから、本市におけるユニバーサルデザイン化の取り組みの最初のステップとして、公共建築物のユニバーサルデザイン化を検討することとし、その中でも、市民プラザと市役所庁舎を対象としてユニバーサルデザイン化の検討を行い、提言書を作成。
- ・この 2 つの提言書を基に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」^{※1}や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」^{※2}、新潟県福祉のまちづくり条例、他自治体の指針などを参考に、4 回の検討委員会を開催し、平成 19 年 3 月に指針を策定。

※1.2 両法律は平成 18 年に統合・拡充され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されている。

②指針の仕組み

- ・指針は、公共建築物について全体共通、移動空間、個別空間、情報・案内、避難と雪対策の 6 区分に分類し、区分ごとに具体的な対象物を設けて構成。
- ・基準は 2 段階の区分し、整備基準としてこれがないと施設利用ができないため、必ず守る事項を「基本事項」とし、これがあると便利・快適に施設利用ができるため、可能な限り守る事項を「推奨事項」としている。

公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

- ・ ソフト面として、施設管理者が施設利用者に対して配慮すること、事業者の協力により快適に施設が利用できること、事前の検討が必要な事項を掲載。
- ・ ハード面を整備するだけでは、だれもが快適に施設を利用することはできないことから、施設利用者が、お互いのことを思いやる、譲り合う、助け合う「心のユニバーサルデザイン」についても掲載。

③指針の運用

- ・ 適用対象は、新設若しくは増築、改修する不特定の市民が利用する公共建築物（ソフト面は、改修等に関わらず、既存施設を含む）。
- ・ 施設を新設若しくは増築、改修を行う場合には、事前協議を行い、当課で確認し、協議回答の後に工事等を実施することとし、完了後も報告が必要。

《参考》適合状況の推移

単位：(%)

| 区分 | H19 | H22 | H25 | H28 | H29 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 全体共通 | 43.71 | 47.84 | 50.10 | 53.67 | 54.56 |
| 移動空間 | 47.38 | 57.07 | 61.58 | 67.90 | 68.72 |
| 個別空間 | 53.70 | 61.29 | 65.68 | 68.07 | 69.26 |
| 情報・案内 | 45.03 | 46.42 | 50.75 | 51.48 | 51.98 |
| 避難 | 50.87 | 60.67 | 66.21 | 77.56 | 77.95 |
| 雪対策 | 53.54 | 57.40 | 58.26 | 58.89 | 59.77 |
| 全体適合率 | 51.42 | 55.86 | 59.68 | 63.86 | 64.78 |

注 1) H19 年度調査は、市公共建築物UD指針を策定するに当たって実施したもの。その後 3 年周期で調査を実施していたが、平成 29 年度から毎年度調査することとした。

注 2) 適合率は、各施設における適合箇所数を指針該当項目数で除して計算している。

公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

2 指針見直しを必要とする理由

①社会的背景

- ・ 指針策定から 10 年以上が経過し、建築技術の向上や建築物の多種多様化が進むとともに、国の法律改正やこれに伴う新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の改正（平成 28 年 10 月）が行われている。

②運用上の課題

- ・ 指針は、全施設共通となっており、基本事項を守った施工を行うことで支障が出る場合や施工が不要となる場合がある。
例：保育園において廊下に手すりを設置すると衝突の恐れがある。
：福祉施設等において、必ず職員等の介助があるため、手すりの設置を必要としない場合もある。

3 指針見直しの方針

①記載内容の見直し

- ・ 法律や新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の改正内容に合わせ、対象物ごとに見直しを行う。
- ・ 現行の表記と相違している箇所の見直しを行う。
例：UD 推進室は、現組織上ない。
- ・ 現行の運用に合せた見直しを行う。
例：現行、駐車場駐車 2 重ラインは推奨事項であるが、基本事項としている。

②対象施設の見直し

- ・ 施設を使用目的によりカテゴリー分けし、対象施設ごとに整備基準を定める。
- ・ 施設の利用者数や規模等により、対象施設と推奨施設に区分する。

③適合基準の見直し

- ・ 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）や新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の改正に合せ、一定の条件を満たす場合は、人的に支援することで基準に適合したものとみなす。
- ・ 代替措置を施すことで一定の基準を満たした場合、適合したものとみなす。
例：構造上支障のない簡易スロープの設置。

公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

4 指針見直しのスケジュール

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 平成 31 年 2 月 | 平成 30 年度第 2 回人にやさしいまちづくり推進会議で方針提案 |
| 3 月～5 月 | 庁内関係課と方針案及び改定内容の協議 |
| 6 月～8 月 | 指針改定案の作成 |
| 9 月～10 月 | 平成 31 年度第 1 回人にやさしいまちづくり推進会議で指針改定案を提案 |
| 平成 32 年 1 月～2 月 | パブリックコメントの実施 |
| 2 月 | 平成 31 年度第 2 回人にやさしいまちづくり推進会議で指針改定案を提案 (最終) |
| 3 月 | 指針改定案最終決裁 |
| 4 月 | 改定指針施行 |

新元号が未定のため、平成と表記

第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成30年度実施計画の進捗状況及び平成31年度実施計画について

1 平成30年度実施計画の進捗状況

(1) 事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画平成30年度実施計画に掲げた91事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、80事業が計画どおり実施（100%）、10事業が計画をほぼ実施（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、74事業が目標達成（100%）、14事業が目標はほぼ達成（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の96.7%に達していることから、概ね事業の目標を達成できる見込みである。

| 基本方針 | 施策の方向 | 事前配付資料1対応ページ | 事業数 | 担当課の評価 | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|-----|--------------------|---|---|---|
| | | | | 上段：事業実施 下段：目標達成 | | | |
| | | | | A | B | C | D |
| 1 誰もが理解し合えるまちづくり | 人にやさしいまちづくりの普及啓発 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | 相談・支援体制の充実 | 1～2 | 11 | 10 11 | 1 | | |
| 2 誰もが学べるまちづくり | 自立・共生を目指す学校教育環境の充実 | 3 | 3 | 3 1 | | 2 | |
| | 市民の多様な学習・スポーツ機会の充実 | 3 | 3 | 2 2 | 1 | 1 | |
| 3 誰もが働けるまちづくり | 雇用機会の創出 | 4 | 5 | 3 3 | 2 | 2 | |
| | 職業能力や人材の育成 | 5 | 3 | 3 3 | | | |
| 4 誰もが健康に暮らせるまちづくり | 健診・保健指導等の推進 | 6 | 6 | 6 5 | | 1 | |
| | 地域医療体制の充実 | 7 | 3 | 3 3 | | | |
| | 高齢者福祉の推進 | 7～8 | 10 | 8 8 | 2 | 2 | |
| | 障害者福祉の推進 | 8～9 | 11 | 11 10 | | 1 | |
| | 子育て・療育支援の充実 | 10 | 2 | 2 2 | | | |

| 基本方針 | 施策の方向 | 事前配付 資料1対応 ページ | 事業数 | 担当課の評価 | | | |
|--------------------|------------------------------|----------------------|-----|---------|----|---------|---|
| | | | | 上段：事業実施 | | 下段：目標達成 | |
| | | | | A | B | C | D |
| 5 誰もが互いに支え合うまちづくり | ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり | 11 | 6 | 4 | 2 | | |
| | | | | 3 | 1 | 2 | |
| 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | 防災対策や避難支援体制の充実 | 12 | 5 | 4 | 1 | | |
| | 自主防災活動の推進 | 12 | 1 | 4 | 1 | | |
| | 防犯対策の充実 | 13 | 3 | 1 | | | |
| | 除雪対策の充実 | 13 | 5 | 3 | | 1 | |
| 7 誰もが快適に暮らせるまちづくり | 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 14 | 1 | 4 | | | |
| | 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 14 | 1 | 4 | | | |
| | 誰もが暮らしやすい居住環境の整備 | 14 | 4 | 1 | | | |
| 8 誰もが移動しやすいまちづくり | 安全・安心な歩道・道路の整備 | 15 | 3 | 3 | | | |
| | 地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行 | 15 | 4 | 3 | 1 | | |
| 合 計 | | | 91 | 80 | 10 | 1 | |
| | | | | 74 | 14 | 3 | |

※凡例

- 上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）
C：計画どおり実施できなかった D：未実施
- 下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）
C：目標を達成できなかった D：未実施

(2) 事業実施状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業

・1事業

| 事前配付資料1 対応ページ | 基本方針 | 事業内容 | 目標 | 評価 |
|------------------|--------------------|---|--|--|
| 13 | 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | No.78 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。 | 各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い体制づくり事業補助金交付の実施予定5地区に対し、実施見込みは1地区である。 ・これまでの施策の取組により、支え合い体制が構築されたことで補助申請を不要とする地区が増えてきたことで、事業の利用が低下している。 ・新規で事業活用を希望する地区へ周知を行うとともに、支え合い体制構築に資する事業内容の見直しを検討したい。 |

(3) 事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業

・3事業

| 事前配付資料1 対応ページ | 基本方針 | 事業内容 | 目標 | 評価 |
|------------------|-------------------|--------------------------------------|--|---|
| 11 | 5 誰もが互いに支え合うまちづくり | No.59 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。 | 市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会（ソーシャルビジネスに関するセミナー、参集目標：20人）を開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施を通じたきっかけやつながりづくりは図られたが、市民活動への参画や市民活動団体同士の連携には直ちに結び付かなかった。 |

| 事前配付資料1 対応ページ | 基本方針 | 事業内容 | 目標 | 評価 |
|------------------|--------------------|---|--|--|
| 11 | 5 誰もが互いに支え合うまちづくり | No.62 地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供している。 ・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図っている。 <p>平成30年度は、目標の80人を達成することはできなかったが、養成講座の受講者は82人であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成講座受講済未登録者への積極的な声かけなどによる勧誘を行うとともに、フォローアップ講座を実施し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済未登録者への登録勧奨を行うなど担い手確保を図っていきたい。 |
| 13 | 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | No.78 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。 | 各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い体制づくり事業補助金交付の実施予定5地区に対し、実施見込みは1地区である。 ・これまでの施策の取組により、支え合い体制が構築されたことで補助申請を不要とする地区が増えてきたことで、事業の利用が低下している。 ・新規で事業活用を希望する地区へ周知を行うとともに、支え合い体制構築に資する事業内容の見直しを検討したい。 |

2 平成 31 年度実施計画

(1) 事業の状況

平成 30 年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら 91 事業を継続して実施する。

| 基本方針 | 平成 30 年度 事業数 | 平成 31 年度 事業数 |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 1 誰もが理解し合えるまちづくり | 12 | 12 |
| 2 誰もが学べるまちづくり | 6 | 6 |
| 3 誰もが働けるまちづくり | 8 | 8 |
| 4 誰もが健康に暮らせるまちづくり | 32 | 32 |
| 5 誰もが支え合うまちづくり | 6 | 6 |
| 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | 14 | 14 |
| 7 誰もが快適に暮らせるまちづくり | 6 | 6 |
| 8 誰もが移動しやすいまちづくり | 7 | 7 |
| 合 計 | 91 | 91 |

(2) 平成 30 年度からの主な変更事項

事業自体は平成 30 年度事業を継続することとしているが、目標や実施方法等を変更するもの。

| 事前配 付資料 1 対応 ページ | 事業No. | 主な変更内容 | 担当課 |
|---------------------------|-------|--|--------------------------|
| 1 | 2 | 障害のある 人の権利擁 護の取組 【目標】 障害者差別解消法の施行に伴う内容を加筆した。 | 福祉課 |
| 2 | 7 | 子どもの権 利の侵害・ 予防等対策 【計画】 町内会や保護者会、民生・児童委員等を対象とした出前講座の実施を加えた。 | すこやかなく らし包括支援 センター |
| 3 | 14 | 幼稚園児、 児童・生徒 への経済支 援 【目標】 国の方針に基づく、幼稚園の保育料無償化の施策を加えた。 【計画】 目標に合せ、実施内容を加えた。 | 学 校 教 育 課 |

| 事前配付資料 1 対応 ページ | 事業No. | 主な変更内容 | 担当課 |
|-----------------------|----------|---|--------------------|
| 3 | 18 | すべての人のスポーツ参加への機会の整備 【目標】 障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力することから、幅広い年代に障害及び生涯スポーツの理解と促進を図ることとした。 【計画】 目標に合せ、スポーツ行事への参加を促進するための施策を加えた。 | スポーツ推進課 福祉課 |
| 4 | 19 | 就労支援 【計画】 インターンシップ受入促進事業助成金及び移住・就業支援金交付を加えた。 | 産業振興課 |
| 4 | 21 | 障害のある人の雇用機会の創出 【計画】 農福連携の6次産業化に向けたモデル事業の検討を進める内容を加えた。 | 福祉課 |
| 9 10 | 50 58 | 子どもの発達・発育支援 【計画】 こども発達支援センターのパンフレット作成及び休日体験・見学会実施を除き、国の制度に基づく児童発達支援事業の実施及び保育園児等就園児童に対する支援強化のため全園の巡回相談実施を加えた。 | こども発達支援センター |
| 11 | 59 | 自主的市民活動の促進の支援 【目標】 市民活動への参画と団体同士の連携を図るための市民活動体験ツアーや市民活動交流会は、団体の自主的な活動に委ねることとしたため目標から除いた。 【計画】 目標に伴い、市民活動体験ツアー及び市民活動交流会は計画から除いた。 | 共生まちづくり課 |
| 12 | 66 | 防災体制の整備・促進 【目標】 津波対策の方向性の検討を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、配布するのみとした。また、洪水ハザードマップは更新し、配布するとしていたが、新たに公表される洪水浸水想定を基に、住民説明会を開催するとともに、避難所の見直し等を行いその結果を反映した素案を作成し、関係町内会に配布するとした。 【計画】 ハザードマップについては、目標に基づき作成し、これらに基づき住民説明会等を開催するとし、防災行政無線システム等については、中郷区、板倉区及び清里区の更新工事に着手するとし、防災情報リンク集は更新等を行うとした。 | 危機管理課 |

| 事前配 付資料 1 対応 ページ | 事業No. | 主な変更内容 | 担当課 |
|---------------------------|-------|--|-----------|
| 12 | 66 | <p>防災体制の整備・促進</p> <p>【目標】 津波対策の方向性の検討を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、配布するのみとした。また、洪水ハザードマップは更新し、配布するとしていたが、新たに公表される洪水浸水想定を基に、住民説明会を開催するとともに、避難所の見直し等を行いその結果を反映した素案を作成し、関係町内会に配布するとした。</p> <p>【計画】 ハザードマップについては、目標に基づき作成し、これらに基づき住民説明会等を開催するとし、防災行政無線システム等については、中郷区、板倉区及び清里区の更新工事に着手するとし、防災情報リンク集は更新等を行うとした。</p> | 危機管理課 |
| 12 | 70 | <p>自主防災活動の支援</p> <p>【目標】 避難者による自主的な避難所運営についての意識醸成及び防災アドバイザーを活用した地域防災力の向上を図ることを加えた。</p> <p>【計画】 自主防災組織未結成町内会及び活動不活性町内会に訪問指導することを加えた。</p> | 市民安全課 |
| 13 | 78 | <p>除雪等ボランティア活動支援</p> <p>【計画】 補助地区見込みを 5 地区から 3 地区に変更した。</p> | 自治・地域振興課 |
| 14 | 82 | <p>障害のある人の住宅リフォーム支援</p> <p>【計画】 補助件数見込みを 6 件から 3 件に変更した。</p> | 福祉課 |
| 15 | 88 | <p>路線バスの再編</p> <p>【目標】 上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づく再編が予定されていないため、次期総合公共交通の策定に係る目標のみとした。</p> <p>【計画】 次期総合公共交通計画の策定に向け、平成 30 年度に実施した現状調査を踏まえた路線バスの再編方針の検討、地域住民との協議等に移行した。</p> | 新幹線・交通政策課 |